

長雨や集中豪雨

事前の備えを万全に

これから雨の多い季節を迎えます。長雨や集中豪雨は、河川の氾濫や土砂災害による大きな被害をもたらします。被害を最小限にするためにも、日頃からの備えを心掛けましょう。

家庭での風水害に対する備え

家庭では、次のような対策を行います。

- 屋根瓦やブロック塀、外壁などを点検し、雨漏りの恐れがある箇所は修理する
- 雨どいや側溝を清掃し、詰まらないようにする
- 雨が強まる前に、浸水が多い場所には土のうを、地盤の弱い斜面にはブルーシートなどを設置する

現在、市では土のう・土のう袋・ブルーシートなどの配布は行っていません。

土砂災害への注意

崖崩れをはじめとする土砂災害

には前兆があります。

次の現象に気付いたら、速やかに崖から遠くに離れ、市に情報を提供してください。

- 斜面に亀裂ができる
- 小石が斜面からこぼれ落ちる
- 斜面から地鳴りが聞こえる
- 普段澄んでいる湧水が濁る
- 斜面から水が吹き出す

防災行政無線・なりたメール配信サービス

大雨による警報など、防災に関する情報は、防災行政無線やなりたメール配信サービスでお知らせします。

防災行政無線は市内149カ所に設置されています。放送を聞き逃したときは防災行政無線テレホンサービス(☎0120・383898)や市防災情報ホームページ(<https://service.sugumail.com/naria/member/portals/>)、防災情報ツィッター(<https://twitter.co>)

報ツィッター(<https://twitter.co>)

m/bousai.naria)を確認することが出来ます。

なりたメール配信サービスは、防災に関する情報をパソコンやスマートフォンなどに送信するものです。配信を希望する場合は、下の二次元バーコードを読み取るか、登録メールアドレス



ス(info.n@sug.n.jp)に空メールを送信し、返信メールに従ってください。不明な点については、祝日を除く月々金曜日の午前9時～午後5時30分に受託会社バイザー(☎0570・055・783)へ問い合わせてください。

自主避難所が早期開設避難所に変更

市では、洪水や土砂災害などの警戒時に、早期の避難を希望する人が一時的に、滞在する施設として自主避難所を開設しています。今後は自主避難所の名称を早期開設避難所に変更し、地区ごとに開設します。自分が避難する施設を事前に確認しておきましょう。

開設する施設一覧

- 成田地区：成田小学校

○公津地区：公津小学校

○八生地区：八生小学校

○中郷地区：中郷ふるさと交流館

○久住地区：久住体育館

○豊住地区：豊住ふれあい健康館

○遠山地区：三里塚小学校

○ニュータウン地区：中央公民館

○下総地区：下総みどり学園

○大栄地区：大栄公民館

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

農業者年金の現況届

6月中に忘れずに

農業者年金受給権者現況届は、毎年5月下旬に、農業者年金基金から年金受給者へ郵送されます。必要事項を書いて、6月30日(火)までに提出してください。

受け付けは農業委員会事務局(市役所4階)、下総・大栄支所で行っています。

提出がない場合、11月から年金が受け取れなくなりますので注意してください。

※くわしくは同事務局(☎20・1573)へ。

危険物安全週間

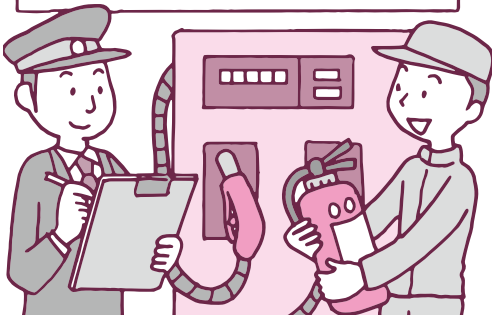
取り扱いには注意を

6月7日(日)～13日(土)は危険物安全週間です。石油類などの危険物は日常生活に深く浸透し、欠かすことができません。

一方で、誤った取り扱いや保管方法によって、大きな災害につながる可能性があります。危険物の特性に応じた正しい取り扱いや保管方法を理解し、安全に使用しましょう。

※くわしくは予防課(☎20・1591)へ。

危険物安全週間



認可外保育施設

利用料の一部を補助

市では、国の指導監督基準を満たした認可外保育施設(市外を含む。ただし、企業主導型保育事業所を除く)に通う未就学児の保護者に対し、利用料の一部を年4回に分けて補助します。

対象 市に住民記録があり、保育所などの入所基準を満たした未就学児の保護者

対象となる利用料 認可外保育施設に支払った4〜6月分の利用料

申請書配布場所 保育課(市役所2階)、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00003.html)

申請方法 6月15日(月)〜30日(火)

市長日誌

5月1日(金)〜15日(金)

新型コロナウイルス感染症対策本部会議(5・7・8・11・12・13・14・15日)



会議で対策を呼びかける(5日)

(当日消印有効)に申請書、就労証明書、世帯の所得が分かる書類、利用料の領収書などの必要書類を直接または郵送で保育課(〒286-8585 花崎町760)へ

※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

医療費通知

6月下旬に送付します

市では、国民健康保険に加入している人に、6月下旬に医療費通知を世帯主宛てで送付します。これは、令和2年1〜3月に国民健康保険で受診した医療費の総額と窓口負担額をお知らせするものです。

医療費通知は確定申告の医療費控除の添付資料として使用できます。

す。

なお、自由診療などの医療費通知に記載されていない医療費や、通知の発送が確定申告の時期に間に合わない11・12月受診分については、領収書を必ず保管してください。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。



家庭でのマスクなどの捨て方

感染症を広げないために

使用済みマスクや鼻をかんだティッシュなどのごみにはウイルスが付着している可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためにも、これらのごみを捨てる際は次のことに気を付け

てください。

○可燃ごみの袋(青色の指定袋)をごみ箱にかぶせ、ごみに触れない・触れさせないようにする

○ごみ袋はしっかりと縛って密封する

○ごみを捨てた後はせっけんを使って手を洗う

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

なりた・お仕事ナビ

求人・就労を支援

なりた・お仕事ナビは、市内・近隣の求人情報や就業に役立つイベントの開催情報などを掲載し、事業者と求職者をさまざまな方法でサポートする求人情報サイトです。

求人情報を探している人は

- ① パソコン・スマートフォン(<http://ps://n-shigoto.com>)や携帯電話(<https://n-shigoto.com/m>)からなりた・お仕事ナビへアクセスする
- ② 求人情報を検索・閲覧する
- ③ 希望の職業・職種が見つかった場合は、事業者へ直接連絡する

求人情報を登録したい事業者は

求人情報を登録する前に事業者

初期登録が必要です。

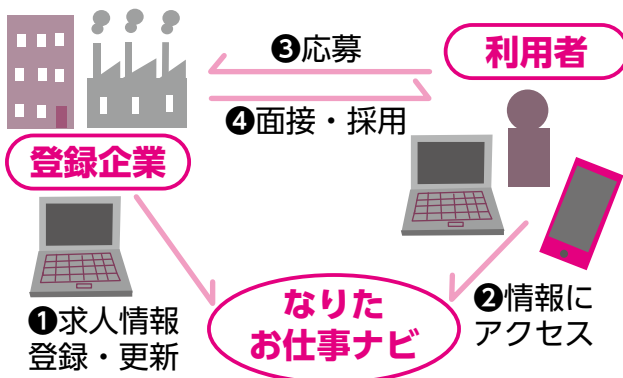
なりた・お仕事ナビで登録するか商工課(市役所4階)にある登録用紙で手続きしてください。

登録後は、正社員・パート・アルバイトなどの雇用形態に関係なく、いつでも簡単に求人情報を登録・更新することができます。

求人情報以外の掲載内容

- 就業支援セミナーなどの開催情報
- 契約時の注意点
- 労働に関する法律
- 履歴書の様式

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。



パスポートの申請・交付

市役所で

手続きができます

市では、パスポートの申請・交付窓口を開設しています。申請できるのは、日本国籍を持ち、市に住民記録がある人、または県外に住民記録があり、学生や単身赴任などで継続的に市内に住んでいる人などです。

取り扱い業務

- 新規・切り替え申請と交付
- 記載事項変更申請と交付
- 査証(ビザ)欄の増補申請と交付
- 紛失・盗難・焼失の届け出

本人確認書類(1~2点)

A 1点でよいもの	運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(顔写真付き)など
B 2点必要なもの (Aの書類を持っていない場合、①2点または①+②)	①保険証、年金証書・手帳、介護保険被保険者証など ②学生証(顔写真付き)、公的機関が発行した資格証明書(顔写真付き)、身体障害者手帳など

受付日時(祝日・年末年始を除く)

○申請：月々金曜日 午前9時～午後4時30分
○交付：月々金曜日・日曜日 午前9時～午後4時30分
交付日：申請日から9日(土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始を除く)以降

手数料(申請内容により異なる)
必要書類(初めて申請する場合)

- 一般旅券発給申請書：申請書は市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で配布しています
- 戸籍謄・抄本(一通)：申請日前6カ月以内に発行された物
- 写真(1枚)：サイズは縦45×横35ミリメートル(カラー・白黒どちらでも可)。無帽で正面を向き、背景のない6カ月以内に撮影した物。顔や頭の輪郭が隠れている、汚れ・傷があるなど、パスポートの写真として不適合な物は受け付けできません

本人確認書類(上表の通り)

県外に住民記録があり、市内に居住している人は住民票申請日前6カ月以内に発行された物と市内に居住していることを証明する書類が必要です。なお、切り替え申請や記載事項変更申請について

ては、必要書類が異なりますので市民課(☎20・1525)へお問い合わせください。

※くわしくは同課へ。

空き地の管理

草刈り機を無料で貸し出し

空き地の雑草を伸びたままにしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となったりするなど、周囲に迷惑が掛かります。また、通行の妨げや火災の原因となりかねません。空き地の所有者は早めに草を刈るなど、土地を適正に管理してください。

市では、草刈り機を無料で貸し出していますので利用してください。

なお、刈り刃と燃料は自己負担となります。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

食育月間

健全な食生活を

国では、毎年6月を食育月間、

毎月19日を食育の日と定め、体験事業などを通して食育の普及啓発を図っています。

皆さんもこの機会に、普段の食生活や食の大切さについて考えてみませんか。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

農業用廃プラスチック

適正な処理を

市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチック類(使用済み農業用ビニール、ポリエチレン資材など)の適正な処理を推進するため、地区ごとに回収を行っています。

回収・処理を希望する人は、事前に同協議会へ登録してください。

また、搬入の際はルールを守り劣化が著しい物については事前に農政課(☎20・1541)へ相談してください。

対象：農業用塩化ビニールフィルム、農業用ポリエチレンフィルム、肥料袋、培土袋

育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは対象外です。産業廃棄物処理業者などに依

頼してください。

※くわしくは農政課へ。

水道週間

限りある資源を大切に

6月1日(月)～7日(日)は水道週間です。市では、災害に強い水道づくりのため、水道施設・管路の耐震化の促進に取り組んでいます。

また、水道法に基づき水質管理を行っていますので、安全で安心な水道水を使用しましょう。

限りある資源を大切にするため漏水の疑いがある場合には、早急に市指定給水装置工事業者へ連絡してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

